

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月25日

照会部署名 秩父年金事務所 厚年適用徴収課

照会担当者 副所長 丸山 弘子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認

石井

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-036	本部受付番号 No.2010-900
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

[REDACTED]  
一時帰休と保険者算定について

(内容)

受付番号 No.2010-502 により

「4, 5, 6月すべて一時帰休による休業手当が支払われた場合の定時決定は、9月1日の時点で一時帰休の状況が解消している場合、従前で決定」でこの従前とは前年の定時決定で、定時決定の後、随時改定があった場合は随時改定を従前とするご回答が出されておりますが、前年の定時決定も一時帰休を受けていることにより定時決定された場合は、更に遡り一時帰休の影響を受けていない直近の定時改定又は随時改定を従前とするのか。

また、遡った直近の改定を従前とする場合、9月以降に受ける報酬と大幅な差が生じた場合でも、従前で定時改定をしてよろしいかお尋ねします。

(ブロック本部回答)

実際に9月以降に受ける報酬と大幅な差が生じている場合であっても、一時帰休の影響を受けていない直近の定時改定または随時改定にて決定された標準報酬月額を用いて決定するものと思料する。

回答日 平成22年9月1日

回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部  
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター(厚生年金適用支援グループ長)  
吉沢 契佐紀

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、【2010-598 疑義照会 2010-502「一時帰休と保険者算定について」の回答に係る質問等について】の回答と同様に考え、一時帰休による標準報酬の決定又は改定が行われる前の報酬により、定時決定を行うこととなる。

回答日 平成22年9月13日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上